第12次労働災害防止推進計画

~ 誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために~

平成 25 年 4 月 岐阜労働局

はじめに
第 1 労働災害防止に関する目標
1 計画の期間 1 -
2 計画の基本目標
3 計画の評価と見直し
第 2 岐阜県内における労働災害の動向 2 -
1 労働災害の動向
(1) 死傷災害発生状況 ······2 -
(2) 死亡災害発生状況
(3) 主な業種の発生状況
ア 第三次産業3 -
イ 製造業4 -
ウ 建設業
工 陸上貨物運送事業
(4) 年齢別、規模別の状況
ア 年齢別の状況
イ 規模別の状況
2 労働者の健康を巡る状況 6 -
(1) メンタルヘルス対策の取組状況 ······· 6 -
(2) 過重労働防止対策の取組状況
(3) 職業性疾病の発生状況 7 -
第 3 重点対策ごとの具体的取組 7 -
1 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
(1) 今後の課題
(2) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策 8 -
ア 第三次産業対策 8 -
(ア) 共通事項 8 -
(1) 小売業に対する取組
(ウ) 社会福祉施設に対する取組
イ 陸上貨物運送事業対策
(3) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策 10 -
ア 製造業対策
イ 建設業対策 11 -
ウ 林業対策
2 重点とする健康確保・職業性疾病対策 12 -

(1)	今後の課題 12	; -
(2)	メンタルヘルス対策 13	; -
(3)	過重労働対策 14	ļ -
(4)	化学物質による健康障害防止 14	ļ -
(5)	粉じん障害防止対策 15	; -
(6)	腰痛予防対策	• -
(7)	熱中症予防対策	; -
(8)	受動喫煙防止対策 16	; -
3 業種	種横断的な対策 16	; -
(1)	今後の課題 16	; -
(2)	リスクアセスメントの普及促進 17	' -
(3)	高年齡労働者対策 17	' -
(4)	非正規労働者対策 18	} -
4 行政	な、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の	
取組	l ······	} -
(1)	今後の課題	} -
(2)	講じるべき対策	} -
5 社会	钦、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進 19) -
(1)	今後の課題) -
(2)	講じるべき対策 19) -
6 発注	三者、製造者、施設等の管理者による取組強化 20) -
(1)	今後の課題20) -
(2)	講じるべき対策 20) -

はじめに

働く人々の安全と健康を確保することは、いかなる社会、経済情勢であっても継続的 に取り組むべき重要課題の一つであり、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわ れたりするようなことは、本来あってはならないものである。

このため、国は、昭和 33 年から 11 次にわたり「労働災害防止計画」を策定し、各企業や関係業界、専門家などと協力しながら対策に取り組んできたところであるが、労働災害をさらに減少し、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、平成 25 年度を初年度とした新たな「労働災害防止計画」を策定したところである。

岐阜労働局においては、当該計画のもと岐阜県内におけるさらなる労働災害防止対策を推進するため重点的に取り組むべき事項を定めた新たな「第 12 次労働災害防止推進計画」をここに定め、労働災害のさらなる減少と快適な職場環境の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することとする。

第1 労働災害防止に関する目標

1 計画の期間

本計画は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年計画とする。

2 計画の基本目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

(1) 死亡者数について、平成 29 年において、平成 24 年と比較し 15%以上 減少させる。

(平成29年において、15人以下とする。)

(2) 死傷者数 (休業 4 日以上) について、平成 29 年において、平成 24 年 と比較し 15%以上減少させる。

(平成29年において1,700人以下とする。)

3 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を 行う。

また、この計画期間中に、労働災害防止に関し、特段の事情が生じた場合は、必要に応じ、計画の見直しを検討するものとする。

第2 岐阜県内における労働災害の動向

1 労働災害の動向

(1) 死傷災害発生状況

当局において、平成 20 年度から平成 24 年度までの期間で策定した「第 11 次労働災害防止推進計画(以下「11 次防」という。)」では、休業 4 日以上の死傷災害については、「平成 24 年において、評価基準年である平成 19 年の 2,519 人と比して15%以上減少させ 2,141 人以下とすること。」を目標として取組みを行った結果、平成 24 年に 2,005 人となり、当初の目標は達成された。しかしながら、近年、減少率が鈍化し、横ばい状態となっている。

業種別にみると、特に第三次産業における死傷者数については顕著な減少傾向を示しておらず、むしろ増加傾向にある。第 10 次労働災害防止推進計画(以下「10 次防」という。)」初年の平成 15 年と比較すると大幅に増加し、平成 24 年には製造業における死傷者数を上回っている。全産業に占める割合でみると、この 10 年間でその割合が約 10%増加し、36%に至っている。今後、第三次産業は、更なる労働者数の増加が見込まれ、死傷災害の増加が懸念される。

陸上貨物運送業は、死傷者数が全産業の約1割を占めており、平成15年との比較では製造業や建設業と比較すると減少傾向が少ない。

製造業と建設業については平成14年との比較では、5割から7割程度に大幅に減少しているが、ここ数年は顕著に横ばい傾向となっている。

林業については、11 次防期間中におおよそ半減となっており、明確な減少傾向を示している。

表 - 1 業種別の死傷災害の推移(かっこ内は全産業に占める割合)

		平成15年 (10次防初年)	平成19年 (11次防基準年)	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	11次防合計
	制件光	1,026	1,017	926	691	730	716	718	3,781
	製造業	(39.4)	(40.4)	(38.6)	(35.1)	(34.8)	(35.8)	(35.8)	(36.1)
	建設業	537	377	349	312	300	260	269	1,490
	建议未	(20.6)	(15.0)	(14.6)	(15.9)	(14.3)	(13.0)	(13.4)	(14.2)
	陸上貨物運送業	248	207	217	188	184	188	179	956
		(9.5)	(8.2)	(9.0)	(9.6)	(8.8)	(9.4)	(8.9)	(9.1)
	林業	125	107	121	93	97	75	56	442
	↑↑ 未	(4.8)	(4.2)	(5.0)	(4.7)	(4.6)	(3.7)	(2.8)	(4.2)
	第二次产業	596	747	718	634	724	698	729	3,503
	第三次産業	(22.9)	(29.7)	(29.9)	(32.2)	(34.5)	(34.9)	(36.4)	(33.5)
-	È産業計	2,607	2,519	2,398	1,968	2,100	2,001	2,005	10,472

(2) 死亡災害発生状況

死亡災害については、11 次防において「平成 19 年の 20 人と比して 20 パーセント以上減少させ、16 人以下とすること。」を目標として取組を行ったが、平成 23 年及び 24 年においては過去最少の 18 人とはなったものの、当初の目標である 16 人以下の目標達成までには至らなかった。

11 次防期間中における死亡者総数は 108 人であるが、主たる業種をみると製造業 29 人、建設業 29 人、陸上貨物運送事業 15 人、第三次産業が 28 人となっており、5 年間でみると製造業及び建設業で半数以上を占めており、この 2 業種の割合が依然として高い。

表 - 2	業種別の死亡災害の推移	(かっこ内は全産業に占める割合)
-------	-------------	------------------

		平成15年 (10次防初年)	平成19年 (11次防基準年)	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	11次防合計
	製造業	9	4	10	6	4	5	4	29
	袋 但未	(19.1)	(20.0)	(38.5)	(27.3)	(16.7)	(27.8)	(22.2)	(26.9)
	7- ‡ ≐ Ω +¥-	20	8	6	4	11	5	3	29 (26.9) 29 (7) (26.9) 15 (13.9) 4 (0) (3.7) 28 (3) (25.9)
	建設業	(42.6)	(40.0)	(23.1)	(18.2)	(45.8)	(27.8)	(16.7)	
	陸上貨物運送業	4	1	3	3	2	3	4	15
		(8.5)	(5.0)	(11.5)	(13.6)	(8.3)	(16.7)	(22.2)	(13.9)
	林業	3	0	0	2	2	0	0	4
		(6.4)	(0.0)	(0.0)	(9.1)	(8.3)	(0.0)	(0.0)	(3.7)
	签二次去署	8	6	5	7	5	5	6	28
	第三次産業	(17.0)	(30.0)	(19.2)	(31.8)	(20.8)	(27.8)	(33.3)	(25.9)
₹	全業計	47	20	26	22	24	18	18	108

(3) 主な業種の発生状況

ア 第三次産業

11 次防期間中における休業 4 日以上の死傷者数は、3,503 人で、10 次防期間中の 3,441 人と比較して、45 人増加しており、全産業における占める割合も 10 次防初年の平成 15 年の 23%から 34%に大幅に増加し、約 1.5 倍になっている。

11 次防目標基準年である平成 19 年には 747 人であり、これが平成 24 年には 729 人となり、その比較では 2.4%の微減にとどまっている。

また、第三次産業の中の業種をさらに細かなものでみると、4分の1以上が小売業(第三次産業全体の27%)で占められ、さらに介護事業者などの社会福祉施設(9%)飲食店(7%)が多くを占め、平成24年においてはこの3業種で約5割を占めている。

事故の型別にみると、3分の1が転倒(34%)で占められており、墜落・転落(14%)動作の反動・無理な動作による腰痛など(13%)交通事故(11%)の順となっている。

一方、11 次防期間中の死亡災害は、28 人であり、第三次産業で約全業種の 4 分の 1 を占めている。死亡災害のうち、3 分の 1 は交通事故(36%)である。

表 - 3 第三次産業の小分類業種別の死傷災害の推移(かっこ内は第三次産業に占める割合)

		平成15年 (10次防初年)	平成19年 (11次防基準年)	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	11次防合計
	小丰米	183	184	176	177	210	178	197	938
	小売業	(30.7)	(24.6)	(24.5)	(27.9)	(29.0)	(25.5)	(27.0)	(26.8)
	社会福祉施設	24	38	60	40	69	69	87	325
		(4.0)	(5.1)	(8.4)	(6.3)	(9.5)	(9.9)	(11.9)	(9.3)
		37	47	42	39	46	54	68	249
		(6.2)	(6.3)	(5.8)	(6.2)	(6.4)	(7.7)	(9.3)	(7.1)
Э	第三次産業計	596	747	718	634	724	698	729	3,503

イ 製造業

11 次防期間中における休業 4 日以上の死傷者数は、3,781 人で、10 次防期間中の 5,061 人と比較して、25%減少している。

また、11 次防の目標基準年である平成 19 年には 1,017 人であり、これが平成 24 年には 718 人となり、29%の大幅減少となっている。

製造業の中をさらに細かな業種でみると、食料品製造業(製造業全体の18%) 金属製品製造業(16%) 窯業土石製品製造業(11%) 木材木製品・家具・装備 品製造業等(10%)が多くを占めている。

表 - 4 製造業の小分類業種別の死傷災害の推移(かっこ内は製造業に占める割合)

	平成15年 (10次防初年)	平成19年 (11次防基準年)	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	11次防合計
食料品製造業	142	154	166	111	132	138	125	672
及竹田衣足来	(13.8)	(15.1)	(17.9)	(16.1)	(18.1)	(19.3)	(17.4)	(17.8)
木材木製品	114	112	80	88	76	76	67	387
家具装備品製造業 化学工業	(11.1)	(11.0)	(8.6)	(12.7)	(10.4)	(10.6)	(9.3)	(10.2)
↓	73	90	71	43	75	71	55	315
1071*	(7.1)	(8.8)	(7.7)	(6.2)	(10.3)	(9.9)	125 (17.4) (17.4) (17.4) (17.4) (17.4) (19.3) (19.3) (19.3) (11.7) ((8.3)
│	143	118	103	83	82	63	84	415
	(13.9)	(11.6)	(11.1)	(12.0)	(11.2)	(8.8)	(11.7)	(11.0)
金属製品製造業	187	153	146	109	127	119	114	615
並周衣印衣是来	(18.2)	(15.0)	(15.8)	(15.8)	(17.4)	(16.6)	(15.9)	(16.3)
│	78	75	81	46	50	56	125 67. (17.4) (17. 67 38. (9.3) (10. 55 31. (7.7) (8. 84 41. (11.7) (11. 114 61. (15.9) (16. 57 29. (7.9) (7. 40 20. (5.6) (5.6)	290
	(7.6)	(7.4)	(8.7)	(6.7)	(6.8)	(7.8)	(7.9)	(7.7)
	80	111	67	41	26	33	(17.4) (17.8) 67 387 (9.3) (10.2) 55 315 (7.7) (8.3) 84 415 (11.7) (11.0) 114 615 (15.9) (16.3) 57 290 (7.9) (7.7) 40 207 (5.6) (5.5)	
+	(13.4)	(10.9)	(7.2)	(5.9)	(3.6)	(4.6)	(5.6)	(5.5)
製造業計	1,026	1,017	926	691	730	716	718	3,781

事故の型別にみると、3分の1がはさまれ・巻き込まれ(32%)で占められており、転倒(15%) 墜落・転落(11%) 切れ・こすれ(11%)の順となっている。

一方、死亡災害については、11次防期間中に29人が被災し、その多くが機械・設備などによるはさまれ・巻き込まれ(66%)である。

ウ 建設業

11 次防期間中における休業 4 日以上の死傷者数は、1,490 人で、10 次防期間中の 2,176 人と比較して 32%減少している。

また、11 次防の目標基準年である平成 19 年には 377 人であり、これが平成 24 年には 268 人となり、29%の大幅減少となっている。

建設業の中をさらに細かな業種でみると、建築工事業(建設業全体の 51%) 土木工事業(28%) 設備工事業(21%)となっている。建築工事業においては 減少傾向が見られるものの、土木工事業においては横ばい傾向にあり、設備工事 業においてはむしろ増加傾向にある。

事故の型別にみると、墜落・転落が約3分の1(33%)を占め、次いで飛来・ 落下(12%) はさまれ・巻き込まれ(12%)が多くを占めている。

一方、死亡災害については、11 次防期間中に29 人が被災し、その多くが高所からの墜落・転落(48%)である。

		平成15年 (10次防初年)	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	11次防合計
	土木工事業	189	89	102	84	83	62	83	414
	エハエチ未	(35.2)	(23.6)	(29.2)	(26.9)	(27.7)	(23.8)	(30.9)	(27.8)
	建築工事業	280	233	186	159	145	147	122	759
		(52.1)	(61.8)	(53.3)	(51.0)	(48.3)	(56.5)	(45.4)	(50.9)
	設備工事業	68	55	61	69	72	51	64	317
	以佣 <u>工</u> 争来	(12.7)	(14.6)	(17.5)	(22.1)	(24.0)	(19.6)	(23.8)	(21.3)
3	建設業計	537	377	349	312	300	260	269	1,490

表 - 5 建設業の小分類業種別の死傷災害の推移(かっこ内は建設業に占める割合)

工 陸上貨物運送事業

11 次防期間中における休業 4 日以上の死傷者数は 956 人で、10 次防期間中の 1,169 人と比較して 18%減少している。

また、11 次防の目標基準年である平成 19 年には 207 人であり、これが平成 24 年には 179 人となり、14%の減少となっている。

事故の型別にみると、墜落・転落が約3分の1(32%)を占め、転倒(15%)動作の反動・無理な動作による腰痛などの(13%)はさまれ・巻き込まれ(9%)交通事故(7%)の順となっている。

一方、死亡災害については、11 次防期間中に 15 人が被災し、その多くが交通 事故(60%)である。

(4) 年齢別、規模別の状況

ア 年齢別の状況

11 次防期間中における死傷者の年齢別で見た場合、50 歳以上の高年齢労働者の割合が高まっており、50 歳代の労働者が24%、60 歳以上の労働者が23%を占めている。

また、50 才以上の割合を業種別でみると、第三次産業で 56%を占め一番高くなっている。そのほか、製造業(44%)、建設業(41%)、運送業(38%)となっている。

イ 規模別の状況

11 次防期間中における死傷者の発生事業場の規模別で見た場合、10 人から 49 人までの事業場が 43%を占め、労働者数 10 人未満の事業場の 21% と合わせると、50 人未満の事業場で 64%が発生している。50 人から 299 人の事業場で 31%、300 人以上の事業場で 5%が発生している。

業種別にみると、建設業では 50 人未満が 96%を占め一番高く、うち 10 人未満の事業場で 64%を占めている。また、運送業では 65%、製造業では 63%を 50 人未満が占めている。商業においても 54%を 50 人未満が占めるが、50 人から 299 人の事業場でも 38%が発生している。

2 労働者の健康を巡る状況

(1) メンタルヘルス対策の取組状況

平成 24 年 4 月に実施した安全衛生自主点検データ(以下「安全衛生自主点検データ」という。)によると、年々、メンタルヘルスに取り組んでいる事業場の割合は増加をしており、メンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明している事業場はほぼ8割に達しているものの、心の健康づくり計画策定に至っては約6割程度、職場の復帰支援プログラムの策定率は約3割程度にとどまっており、問題意識は認識しているが、具体的なメンタルヘルス対策に繋がっていない傾向が見られる。また、メンタル面の不調が理由による休業者を発生した事業場の割合は年々高くなっており、平成22年12%、平成23年13%、平成24年15%となっている。

(2) 過重労働防止対策の取組状況

安全衛生自主点検データによると、規模 50 人以上の事業場で 1 か月当たり 80 時間超の時間外・休日労働を行った労働者がいる事業場の割合は 25%であり、4 社に 1 社の比率であった。このうち、医師による面接指導の窓口を設置している

事業場は92%であったが、実際に面接指導を行った事業場は65%にとどまっている。

また、1か月当たり80時間超の時間外・休日労働を行った労働者がいる事業場における面接指導の実施状況を規模別でみると、規模100人以上の実施率が69%であるのに対し、規模100人未満では60%であり、規模の小さい事業場において実施率が低い傾向にある。

(3) 職業性疾病の発生状況

11 次防期間中における休業 4 日以上の業務上疾病の総数は、613 件で、10 次 防期間中の658 件と比較して、45 件(7%)減少した。

業種別にみると、製造業(21%)、建設業(21%)、運送業(13%)と減少する一方、第三次産業で11%増加している。

疾病別にみると、腰痛が占める割合が高く、11 次防期間中でみて約半数(48%) を占めている。

第3 重点対策ごとの具体的取組

1 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

(1) 今後の課題

労働災害の発生状況をみると、これまで重点的に取り組んできた製造業や建設業における発生件数が大幅に減少しているなか、第三次産業の事業場において大幅に増加している。なかでも、小売業、社会福祉施設(以下「小売業等」という。)の労働災害が多く、かつ増加傾向にある。

全労働災害の約1割を占める陸上貨物運送事業については、労働災害の死傷者数が増減を繰り返しており、明確な減少傾向は認められない状況である。

また、死亡災害については、製造業と建設業の2業種で半数以上を占めている状況にある。災害件数は減少してはいるものの、11次防期間中に100名を超える労働者が労働災害で亡くなっており、重篤な災害を防止するという観点からは、その3割近くを占める「墜落・転落」、それぞれ約2割を占める「交通事故」「はさまれ・巻き込まれ」の防止対策を中心に対策の徹底を図る必要がある。

これらの状況を踏まえ、死傷災害の発生件数を減少させるためには、従来からの 製造業、建設業対策に加え、小売業等や陸上貨物運送事業に対する重点的取組も必 要となってきている。

小売業等は、製造業や建設業に比べ、転倒などの行動災害の占める割合が高く、かつ、高齢者の労働災害比率が高いという特徴が見られ、労働者個人の安全意識に着目した新たな手法が必要となっている。また、社会福祉施設については、高齢者の増大による医療、介護関連産業の拡大をはじめとする国民の需要構造の変化によ

り、雇用者の増加が見込まれることにも留意が必要である。

陸上貨物運送事業は、交通事故が死傷災害の全体の1割未満であるのに対し、荷役作業中の労働災害が約6割を占めている。また、荷役作業中の労働災害の多くが荷の積み込み先である発荷主や荷の届け先である着荷主(以下「荷主先等」という。)の構内で発生している。こうした状況から、陸上貨物運送事業における労働災害防止対策は、陸運事業者と荷主先等が連携して進める必要がある。

また、製造業や建設業に対しては、重篤な労働災害の大幅減少を図ることに着目した対策の継続が必要である。

一方、業務上疾病の発生状況については、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病に加えメンタルヘルス対策など、新たな課題がますます重要となってきており、重点とすべき対策の見直しが必要となっている。

(2) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

ア 第三次産業対策

(目標)

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す

小売業

死傷者数(休業4日以上)について、平成29年において、平成24年 と比較し20%以上減少させる。

(平成29年において157人以下とする。)

社会福祉施設

死傷者数(休業4日以上)について、平成29年において、平成24年 と比較し15%以上減少させる。

(平成29年において73人以下とする。)

(ア) 共通事項

安全衛生管理体制・安全衛生教育の強化

労働災害防止対策を進める上で、安全衛生管理体制の確立は不可欠であることから、実態に即した安全衛生管理体制を確立し、自主的安全衛生管理活動の推進を図る。また、転倒や腰痛等労働者の不安全行動を原因とする災害が多いことから、雇入時や作業内容変更時において安全な作業手順の周知等について確実に教育を実施する。

職場全員の参画

第三次産業では、パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高い傾向が あることを踏まえ、正規・非正規の別を問わず現場で着実に取り組まれるよう安 全委員会・衛生委員会の委員を人数比に応じて非正規労働者から選出する等、非 正規労働者も積極的に安全衛生活動に参加する体制づくりを行い、充実した安全 衛生活動の推進を図る。

交通労働災害防止のためのガイドラインの普及

第三次産業においても、死亡災害を含む交通事故が多いことから、交通労働災 害防止のためのガイドラインによる交通労働災害防止のための対策の普及を図 るため、管理者、運転業務従事者に対する安全教育の実施を促進する。

45の徹底等

安全管理の基本事項である4Sの徹底、KY活動等の普及を図り、リスクの低減による転倒災害の防止対策の促進を図るとともに、改正「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の普及・徹底を図る。

また、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

(イ) 小売業に対する取組

大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

小売業の労働災害のうち、転倒災害が全体の約3割を占め最も多く発生しているが、一般的に小売業においては労働災害の防止に対する意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、結果として職場の安全意識が醸成されにくい傾向によるものと考えることができる。このことを踏まえ、労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、まずは大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識の浸透・向上を図る。バックヤードを中心とした作業場の安全化

小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生していることから、バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化(危険マップによる危険箇所の表示等) リスクアセスメント、45活動、KY活動等による危険の低減を事業場に働きかける。

食料品機械の新たな規制とその周知徹底

小売業においては、食料品機械の使用事業場が多いことから、平成 25 年 10 月から施行される改正労働安全衛生規則に基づく新たな対策の周知、徹底を図る。

(ウ) 社会福祉施設に対する取組

雇い入れ時の教育の徹底

介護施設等の社会福祉施設においては、新規に雇い入れる労働者が多いことから、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する雇い入れ時の安全衛生教育の徹底、45の徹底を図る。

「職場における腰痛予防対策指針」の周知、徹底

雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進し、介護機器による腰痛 予防など、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛防止対策の徹底と、腰 痛健康診断の普及を図る。

イ 陸上貨物運送事業対策

(目標)

陸上貨物運送事業

死傷者数(休業 4 日以上)について、平成 29 年において、平成 24 年 と比較し 10%以上減少させる。

(平成29年において161人以下とする。)

荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

陸上貨物運送事業の労働災害の約6割が荷役作業時に発生しているため、新たに定めた「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、陸上貨物運送事業者だけでなく、荷主等や関係災防団体を含めた荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底を図る。

また、荷役作業及び長時間の車両運転等による腰痛災害防止のため、改正「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の周知、徹底を図る。

荷主に対する取組の強化

安全衛生自主点検データの結果では、上記の荷役作業の安全対策ガイドラインで示されている「荷主等の実施事項」について十分認知されていないことから、集団指導や自主点検の対象拡大等によりその周知を図る。

また、荷主等の実施事項に係る好事例の収集を継続的に実施し、パンフレットや労働局ホームページ等により広く紹介していく。

荷主先等で発生した陸上貨物運送事業者の墜落・転落災害への対応

荷主先等で発生した陸上貨物運送事業者の墜落・転落災害については、上記の荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく設備的な改善の実施が行われるよう、荷主先等に要請を実施していく。

(3) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

ア 製造業対策

(目標)

製造業

死亡者数について、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間で、24 人以下とする。

(第11次防期間中の29人から15%以上減少させる。)

死傷者数 (休業 4 日以上)について、平成 29 年において、平成 24 年と比較し 15%以上減少させる。

(平成29年において610人以下とする。)

機械災害に対する重点的指導

死亡災害や障害の残る災害の原因となることが多い「はさまれ・巻き込まれ 災害」の防止を重点に、機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械 設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案につい ては、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。また、各機械に対 して適切なリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置や残存するリスクの 関係労働者への周知が適正に行われるよう徹底する。

労働災害防止団体と連携した取組み

団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に実績のある 製造業でも安全衛生体制の弱体化が懸念されており、小規模事業場における安 全衛生活動の底上げを図るため、岐阜県県労働基準協会や中央労働災害防止協 会が実施する各種研修会への参加勧奨等を積極的に実施する。

イ 建設業対策

(目標)

建設業

死亡者数について、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間で、23 人以下とする。

(第11次防期間中の29人から20%以上減少させる。)

死傷者数 (休業 4 日以上) について、平成 29 年において、平成 24 年と比較し 15%以上減少させる。

(平成 29年において 228人以下とする。)

墜落・転落災害防止対策

墜落・転落による死傷災害のうち、足場などの仮設物や建築物等からの墜落・ 転落災害は約54%を占め、さらにはしごなどの用具からの墜落・転落災害が25% を占めているため、足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加え、足場以 外の場所からの墜落・転落災害を防止するための安全な機材・手法を普及させ る。

また、省電力対策のための太陽光パネルの設置工事が増加する傾向にあるが、この種の増改築工事における墜落防止措置の徹底を図る。

さらに、一般に広く使用されている腰ベルト式の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、墜落時に衝撃が少ないハーネス型の安全帯の普及を図る。 建設工事発注者に対する要請

建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が渡るよう、国土交通省と連携して対応する。

特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、中部地方環境事務所、地方公共団体等とも連携して合同パトロールを実施するなど重点的に対応する。

重機による災害防止対策

建設機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」を防止するため、作業中の誘導者の配置を徹底するとともにバックモニターの設置促進等による運転者の死角の解消を図る。

また、建設機械による用途外使用を排除するためのクレーン機能付きドラグショベルの一層の普及とクレーン作業時の安全対策の徹底を図る。

さらに、建設機械が転倒した際に、運転者が運転席から投げ出され、建設機械の下敷きになって死亡するケースが多いことから、シートベルトの設置及び着用の推進を図る。

解体工事の安全対策

解体用機械に係る安全対策の徹底を図るとともに、壁等の解体物による倒壊 崩壊災害及び墜落・転落災害の防止対策の徹底を図る。

元方事業者と関係請負人それぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施

建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者が リスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に 応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよ う、建設業労働災害防止協会岐阜県支部と連携しつつ、指導する。

ウ 林業対策

林業事業者について、林業・木材製造業労働災害防止協会岐阜県支部等と連携 して、かかり木の処理作業等の安全対策について必要な措置の実施、高性能林業 機械等の大型林業機械について安全対策の周知徹底を図るとともに、雇入れ時安 全衛生教育の徹底を図る。

また、急斜面での作業もしくは移動中の滑落災害が多いことから、ロリップや 安全帯、親綱等を使用した墜落・転落災害防止対策の普及促進を図る。

2 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(1) 今後の課題

メンタルヘルス対策では、不調者の早期発見・早期治療につながる事業場内の体制整備に加え、メンタルヘルス不調に陥ることを回避する職場環境に向けて改善していくことが必要であり、心の健康づくり計画を策定している事業場については約6割程度にとどまっている点も踏まえ、対策を講じる必要がある。

また、過重労働対策については、厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑・高度化し、さらに雇用形態も変化を続ける現状から、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の観点からの長時間労働の抑制が必要である。

一方、印刷業での胆管がんの発生を契機に、化学物質による職業がんの防止対策の強化が急務となっており、特定化学物質障害予防規則等による規制の対象となっていない化学物質による健康障害を効果的に防止するための対策が重要な課題となっている。

腰痛は、業務上疾病全体の約6割を占めており、第三次産業を中心として多くの業種で発生している。今後も高年齢労働者の増加や介護関係業務の増大等により増加が懸念され、対策の強化が必要である。

熱中症については、全国では死亡災害が多発し、憂慮される状況にある。本格的な夏期を迎える前に、熱中症に対する意識啓発を図るなど、熱中症への対策の強化が必要である。

また、岐阜産業保健推進連絡事務所及び岐阜県地域産業保健センター事業等の 有効活用や連携を図ることにより、地域における産業保健活動の活性化が必要で ある。

(2) メンタルヘルス対策

(目標)

メンタルヘルス対策

労働者の心の健康の保持増進のための指針(平成 18 年 3 月 31 日健康保持増進のための指針公示第 3 号)で定める「心の健康づくり計画で定めるべき7事項」全てを定めた計画を有する事業場(50 人規模以上の事業場)の割合を、平成29年度において80%以上とする。

(平成24年度においては46%であったのものを34ポイント以上向上させる。) 評価は毎年度当初に実施する「安全衛生自主点検データ」により行うものとする。

心の健康づくり計画の作成支援

安全衛生管理計画と同じ位置づけから、事業者における心の健康づくり計画 の策定がメンタルルヘルス対策における最も基本となるべき方策であることから、取組み方が分からないとしている事業場や中小規模事業場に対して、メンタルヘルス対策への取組がスムーズに行えるようにするため、セミナー等の開催により「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知を図り、同計画の作成支援を行う。

メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組

メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者がストレスチェック等に基づ きセルフケアを行えるようにすることや日常的に労働者と接する管理監督者が 適切に対応できるようにすることが重要であり、メンタルヘルス対策支援センターの事業内容を広く周知し、活用を促す等により、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。

また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の周知を図るとともに、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を参考に、問題の現状や課題、取組例等について、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じて周知啓発を行い、パワーハラスメント対策の推進を図る。

ストレスへの気づきと対応の促進

労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

職場復帰対策の促進

事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り 組むことができるよう「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の 手引き」の周知を図る。

(3)過重労働対策

健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

定期健康診断の確実な実施と併せて、長時間労働者に対する面接指導の実施等の事後措置等を含む健康管理を徹底させ、並行して恒常的な長時間労働を回避するための労務管理の定着を図ることにより、労働者の過労に伴う健康障害のリスクの低減を図る。

また、労働者 50 人未満の規模の事業者による健康管理の支援を行うため、岐阜県地域産業保健センターの利用を促進する。

働き方・休み方の見直しの推進

不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復 につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。

また、恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、 労使の取組を効果的に促すとともに、「労働基準法第36条第1項の協定で定め る労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労 働の削減を推進する。

(4) 化学物質による健康障害防止

新たな化学物質規制の周知

改正特定化学物質障害予防規則 (平成 25 年 1 月施行)等により追加された 規制物質を使用する事業場への措置義務の履行確保を行う。

また、現在規制対象外の化学物質であっても逐次発がん性に重点を置いた有

害性評価とその結果等に基づく必要な規制が進行する予定であるので、規制内容等が決定次第、使用事業場の把握と規制内容の周知徹底を行う。

リスクアセスメントの普及・促進

危険性又は有害性の高い化学物質について適切な管理を行うには、化学物質に関するリスクアセスメントの実施が有効であるため、同対策の普及定着を促進する。また、危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付対象物質の周知とその履行定着を図る。

石綿に関する届出情報の共有化と事前調査の徹底

大気汚染防止法に基づく「特定粉じん排出等作業実施届」、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)による「事前届出」の各届出内容について、届出情報保有官署間の情報提供体制を確立し、無届事案の解消を図る。

また、「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づいた事前調査を徹底させ、不十分な調査に起因する石綿の漏えい事案の防止を図る。

(5) 粉じん障害防止対策

各作業ごとの粉じん障害防止対策

第8次粉じん障書防止総合対策に基づき、新規有所見者多いアーク溶接作業・岩石等の裁断等作業や金属等の研磨作業、また窯業土石製品製造業における粉じん障害防止対策を重点として総合的な粉じん障害防止対策を推進する。

また、ずい道建設工事についてもガイドラインに基づく適切な計画により粉 じんレベルを下げるとともに、適切な呼吸用保護具の使用等により粉じんばく 露対策を進める。

離職後の健康管理

じん肺有所見者に対するガイドブックの配付等により、禁煙等の健康管理についてその普及促進を図るとともに、健康管理手帳制度について周知を図る。

(6) 腰痛予防対策

(目標)

腰痛対策

腰痛災害による死傷者数 (休業 4 日以上)について、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間で、314 人以下とする。

(第11次防期間中の349名から10%以上減少させる。)

腰痛予防教育の強化

腰痛発生が懸念される社会福祉施設(介護施設) 医療保健業、小売業、陸上

貨物運送事業を重点として、腰痛予防に対する基礎知識を普及するため、雇入 れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを含め、腰痛予防対策指針で示す労働 衛生教育を一層促進する。

介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及

社会福祉施設(介護施設)に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する 研修会や指導と連携し、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予 防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を啓発・指導する。

(7) 熱中症予防対策

熱中症の発生防止対策の徹底

発生防止のための作業場所における作業環境管理、作業管理の徹底を図るとともに、このうち順応期間の設定等を含む作業計画、作業環境の測定の実施等について一層の普及定着を図る。また、工事発注者等には、工期に順応期間の設定を勘案するよう協力要請する。

熱中症対策情報の提供

作業計画立案に資するため、WBGT 値(暑さ指数)の予測値の活用を促進する。また、屋内作業場での発生割合が増加している点に鑑み、これらを中心とした発生事例を周知する。

(8) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策に係る意識の向上

受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と事業者に対する効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

受動喫煙防止対策の強化

職場での禁煙、空間分煙等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

3 業種横断的な対策

(1) 今後の課題

安全衛生自主点検データを集計した結果、リスクアセスメントの実施率は、製造業で 75%、建設業で 75%である一方、道路貨物運送業で 45%、第三次産業で 40% となっており導入が進んでいない。

岐阜県内の 60 歳以上の雇用者数の割合は、平成 14 年には全雇用者の 10%であったが平成 19 年には 12%まで上昇しており(就業構造基本調査)、今後もさらに増加することが予想される。また、11 防期間中の 60 歳以上の労働者の労働災害が全体の 23%を占めるに至っており、就業者比率からみると高い発生率となっている。

また、岐阜県内の非正規労働者の割合は、平成 14 年には全雇用者の 31%であったが平成 19 年には 36%まで上昇しており(就業構造基本調査) 3 人に 1 人以上の比率となっている。

(2) リスクアセスメントの普及促進

自主的な導入の促進

当局に設置している「岐阜県労働安全衛生マネジメントシステム推進協議会」を活用し、自主的な導入を促進する。また、業界別団体等により自主的に作成される労働安全衛生マネジメントシステム指針に沿ったマニュアルの活用を図るとともに、災害発生事業場及び特定の業種や企業集団の構成事業場等を対象に中期的な実施促進対策を展開するとともに、リスクアセスメント等の未実施事業場に対して、リスクアセスメント等の適切な実施について指導を行う。

年間安全衛生管理計画の策定支援

事業場の自主的な安全衛生管理活動の促進を図るため、主要事業場に対し毎年、安全衛生自主点検を実施しているが、計画的、継続的な安全衛生管理活動 に資する年間安全衛生管理計画の策定を支援する。

災害発生事業場に対する再発防止対策の実施の徹底

災害発生事業場に対して、再発防止対策を検討するに際して、リスクアセス メントによるリスク低減措置の実施を勧奨し、その徹底を図る。

情報の共有化の促進等

岐阜労働局ホームページ等を活用し、労働災害事例、化学物質の危険性有害性 等の情報を広く提供し、関係者がこれらの情報を共有できるようにすることによ る企業等におけるリスクアセスメント対策の支援を行う。

(3) 高年齡労働者対策

高齢者に配慮した安全対策の実施

高齢労働者に係る労働災害事例集の作成、自主点検の実施等により、高齢者の割合の高い職場では、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体、業界団体等と連携して周知・啓発を行う。

また、高年齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、事業者が教育を行うよう広報等により注意喚起を行う。

基礎疾患等に関連する労働災害防止

基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申

告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。

体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業等について、関係団体と 連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を 促進する。

また、定期健康診断結果に基づく事後措置や保健指導の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や岐阜県地域産業保健センター等を通じて周知徹底する。

(4) 非正規労働者対策

非正規労働者に関する安全衛生活動の実施促進

パートやアルバイトなどの非正規労働者に関する雇い入れ時の安全衛生教育や健康診断の実施その他の安全衛生活動について、労働者の属性にかかわらず確実に実施されるよう指導を行う。

就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、就業形態が多様 化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいにならないよう、多 様な就業形態が混在するような労働現場に対して指導を行う際には、労働災害防 止の責任の明確化を図る。

4 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止 の取組

(1) 今後の課題

岐阜県内の労働災害は長期的には減少してきているが、第三次産業では労働災害が増加しており、製造業や建設業などにおいては重篤な労働災害が依然として多発している。このような状況を改善し、労働災害のさらなる減少を効果的に推進するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体、さらには民間の安全衛生専門家等が連携し合い、協働して取り組んでいくことが必要である。

また、企業からの求めに応じて安全衛生業務を担う専門機関の育成と、企業が専門機関を活用しやすい仕組みの検討が必要となっている。

(2) 講じるべき対策

専門家と労働災害防止団体の活用

労働災害防止について専門的なノウハウを持つ専門家集団として、労働災害防止

団体の果たすべき役割はますます重要となっていることから、岐阜労働局が保有する労働災害関連情報の提供を進めるとともに、労働災害防止に資する活動に対しては、引き続き必要な支援を行う。

また、専門家の知識やノウハウを活用し、各地域の安全衛生施策を推進していくために、安全衛生労使専門家会議を開催し、意見聴取を行う。

業界団体との連携による実効性の確保

安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠である。特に第 12 次防においては、第三次産業に重点を置いて、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を 進める。

また、業界団体主催の労働安全衛生大会の定期的な開催を目標として働き掛けを行っていく。

5 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

(1) 今後の課題

製造業や建設業等の重篤な災害の発生が多い業種では従来、「安全第一」をスローガンとして生産効率よりも安全を優先する企業風土が培われてきたが、公共工事の減少や国際競争の激化等で企業の存続のためには収益を優先せざるを得ない状況が生じている。

また、近年、雇用者数が増加傾向にある第三次産業では、元々労働災害発生について危機意識に乏しく、労働者の安全・健康の確保を第一に考えるという企業理念を掲げる企業は少数であり、その結果が近年の労働災害の増加に結びついているものと考えられる。

労働災害の増加に歯止めをかけ、企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、 労働者の安全や健康を守らなければいけないという経営トップの強い意識が重要 である。

(2) 講じるべき対策

経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚

労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して、様々な手法、 機会を活用して、労働者の安全や健康に関する意識付けを行う。

労働災害防止に向けた安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上に向け、業種 別安全衛生大会について、すでに毎年安全衛生大会が開催されている業界に加え、 小売業、医療保健業、社会福祉施設等の業種においても安全衛生意識の高揚のた めの業種別安全衛生大会が開催されるよう働きかけを行う。

ホームページ等を利用した積極的な情報発信

岐阜労働局や各災害防止団体が実施している安全衛生関係の各種キャンペーンや自主点検結果等を積極的にマスコミやホームページで広報することにより 県民に対する注意喚起を行う。

6 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

(1) 今後の課題

建設業にとどまらず、幅広い業種で請負構造が重層化、複雑化している現状を踏まえ、事業者責任に加えて、発注者、製造者など、より上位の段階での安全衛生に対する取組を強化する必要がある。

(2) 講じるべき対策

発注者等による安全衛生への取組強化

様々な業界で業務の外注化、重層下請化が進む中、外注化によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組を指導する。

建設工事発注者に対する要請

建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工 時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、県、市町村等 の公共工事発注機関の発注工事について、関係請負人へその経費が渡るよう要請 する。

特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のために アスベスト飛散防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われ ないよう、県、市町等とも連携する。

製造段階での機械の安全対策の強化

機械災害が頻発している製造業を重点に、機械災害が発生した事業場に対して、 原因の究明と機械の本質安全化について指導を行うとともに、機械の安全性に問 題がある事案については、製造者に対して改善指導を行う。

また、欠陥機械等の法令に基づく措置が講じられていない機械等の製造者に対しては、改善命令等の厳正な措置を行う。